

令和4年3月16日

学生・教職員各位

環境安全保健委員会委員長

松ヶ崎構内自転車対策について

標記について、自転車の入構ルールを徹底させ、より安全な構内交通環境を維持するため、松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則等を見直しましたのでお知らせいたします。改正に伴う入構ルールの主な変更点は下記のとおりです。

記

1. 規則等改正概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 登録許可条件 | (現 行) 通勤、通学のみ、通学距離条件あり
(改正後) 本学の学生、教職員、委託業者 |
| (2) 駐輪場利用料金 | (現 行) 無料
(改正後) 有料 1,000 円/件 |
| (3) 登録有効期限 | (現 行) 登録の翌年度末まで (最長 2 年)
(改正後) 登録の年度末まで (最長 1 年) |
| (4) 自転車入構許可門 | (現 行) 中央西自転車通用門、西門、馬橋門
(改正後) 中央東門 を追加 |

2. 施行日 令和4年4月1日

以 上

[参考]

- ・環境安全保健委員会 HP > 交通安全対策
<http://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08.html>
- ・松ヶ崎キャンパス自転車入構ルールについて
<http://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08/kotsu-01.pdf>
- ・自転車駐輪許可申請について
<http://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08/kotsu-02.pdf>
- ・京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則
<https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000224.htm>
- ・京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則実施細則
<https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000225.htm>

【本件担当】

施設環境安全課 環境安全係

内 線 : 7961・7962

E-mail : kanan@jim.kit.ac.jp

松ヶ崎キャンパス 自転車入構ルールについて

自転車で入構するには「自転車駐輪許可申請」が必要です。下記の自転車ルールを守り、事故防止に努めてください。



■ 自転車駐輪許可申請・登録シールの貼付

- 大学構内に自転車を駐輪する場合は、「自転車駐輪許可申請」をして、「登録シール」の交付を受けてください。
- 登録シールは車体後方の見やすい位置に必ず貼ってください。
- 登録シールの有効期限は交付年度の年度末(3/31)までです。毎年度、申請が必要になります。
- 登録手続きについては「自転車駐輪場許可申請について」を参照してください。



■ 駐輪場に停める／放置しない

- キャンパス内の駐輪場(東部駐輪場、北部駐輪場、西部駐輪場)に整列駐輪してください。
- 駐輪する際は、盗難防止のため必ず鍵(二重が望ましい)をかけてください。
- 駐輪場以外には駐輪しないでください。特に通用門や建物の出入口付近、緊急避難経路、緑地等に駐輪している場合は、直ちに移動もしくは撤去することがあります。
- 卒業時など不要になった自転車は大学構内に放置せず、各自で処分してください。



■ 自転車での構内移動の禁止

- 自転車で出入りできる門は「中央西自転車通用門」「西門」「中央東門」「馬橋門」の4か所です。「中央西門」「東門」「西北門」からの出入りは禁止です。
- 自転車で入構できる区域は、門から直近の駐輪場までです。それ以外の構内自転車走行は禁止です。
- キャンパス内移動を目的とした自転車の利用は絶対にしないでください。
- 構内における自転車事故、盗難、損傷等については、本学は一切その責を負いません。
※ 走行禁止区域で事故を起こした場合は、学生教育研究災害傷害保険(学研災)の保証対象外となりますのでご注意ください。

ルール違反のペナルティーについて

- 有効な登録シールが貼付されていない自転車、駐輪場以外に駐輪している自転車は、移動・施錠・撤去等の取締りの対象となります。
- 度重なる駐輪違反やマナーの悪い場合は登録を抹消し、自転車での入構を禁止することがあります。

自転車駐輪許可申請について

1. 申請方法 ※ 令和4年度より生協での申請・交付となります。

(1) 申請受付開始日 4月1日

(2) 手続き窓口

新規・継続申請 本学生生活協同組合 KITSHOP2 階 サービスカウンター
再交付申請 施設環境安全課環境安全係(3号館3階 施設環境安全課事務室内)
受付時間(平日):9:00~12:00、13:00~16:00

(3) 申請時必要書類等

- ・ 自転車駐輪許可申請書(下記よりダウンロードするか、生協で入手する。)

自転車駐輪許可申請書

http://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08/b_shinsei-01.pdf

- ・ 身分証(学生証・職員証)
- ・ 自転車駐輪場利用料(年度ごと) 1,000円

(4) 申請手順

[本学学生及び教職員]

1. 自転車駐輪許可申請書を入手し、必要事項を記入する。
2. 自転車駐輪許可申請書を本学生生活協同組合 KITSHOP2 階 サービスカウンターに提出する。その際、身分証(学生証・職員証)を提示する。
3. 自転車駐輪場利用料を支払う。
4. 登録シールの交付を受ける。

[学外者(業務委託等関係者)]

学外者(学生証・職員証のない方)は、申請書に必要事項を記入の上、施設環境安全課環境安全係窓口までお越しください。その際、所属が証明できるものをご提示ください。本人確認の後、申請書に承認印を押します。押印済みの申請書を生協窓口に提出し、自転車駐輪場利用料を支払い、登録シールの交付を受けてください。

2. 注意事項

- ・ 必ず本人が申請手続きをしてください。
- ・ 申請できるのは1人につき1台です。重複申請や事実を偽った記載は申請を拒否します。登録を受けた後に発覚した場合は、登録を取り消します。
- ・ 防犯登録をしていない自転車は申請できません。
- ・ 京都府では、自転車保険等(自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済)への加入が義務化されています。未加入の場合は申請できませんので、必ず加入してください。
- ・ 有効な登録シールが貼付されていない自転車は、移動・施錠・撤去等の取締り対象となります。
- ・ 登録シール再交付について
新規乗り換えなどにより登録シールの再交付を希望される方は、古い登録シールを剥がし、身分証明書を持参の上、施設環境安全課環境安全係窓口(3号館3階、受付時間:9:00~12:00、13:00~16:00)までお越しください。「新規乗り換え」の場合、新しく乗る自転車の防犯登録番号をご用意下さい。窓口にて「再交付申請書」に必要事項を記入の後、新規シールを交付します。

自転車駐輪許可証 再発行申請書

http://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08/b_shinsei-02.pdf

3. 有効期限

登録シールは年度ごとに発行しており、有効期限は交付年度の年度末(3/31)までです。次年度も自転車で構内に入構する場合は、再度申請を行い、当該年度の登録シールの交付を受けてください。

4. 遵守事項

構内では、次の交通ルールを遵守してください。

- ・ 京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則に従うこと。
- ・ 登録シールは、車体後方の見やすい位置に貼付すること。
- ・ 登録シールは、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- ・ 通用門を利用する際は、降車し手で押して入出構すること。
- ・ 自転車を構内移動に使用しないこと。自転車で入構できるのは、自転車入構門から直近の自転車駐輪場までの区域です。
- ・ 駐輪場に整列して停めること。駐輪場以外には、駐輪をしないこと。
- ・ 大学を車庫代わりに利用するような行為を行わないこと。
- ・ 自転車が不用になったときは、構内に放置せず自らの責任で処分すること。
- ・ 構内での事故・盗難・損傷等については、自ら責任を負うこと。
- ・ 自転車を大学の工作物に、鎖・ワイヤー錠等で繋ぎとめないこと。

※上記事項に反する行為があった場合には、登録を抹消する場合があります。

自転車駐輪許可申請書

環境安全保健委員会委員長 殿

下記のとおり申請しますので、駐輪許可をお願いします。

申請者氏名 [必須]		
身分証番号 [必須]	学生証番号・職員証番号を記載	施設環境安全課確認欄(学生証・職員証の無い方)
属性 [必須]	<input type="checkbox"/> 学部生 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> その他 ()	
連絡先 [必須]	[携帯電話番号]	
	[E-mail]	
車体番号		
防犯登録番号 [必須]	(例) 京都 00-1234567	
自転車損害保険等 [必須]	<input type="checkbox"/> 加入済み <input type="checkbox"/> 未加入 (申請できません)	
備考		

※1 防犯登録をしていない自転車、自転車損害保険等の未加入者は申請できません。京都市・京都府では平成30年4月1日から条例により、自転車損害保険等への加入が義務付けられています。

※2 自転車駐輪許可証の有効期限は、交付の年の年度末までです。

※3 自転車の駐輪場利用申請できるのは1人につき1台です。重複申請や事実を偽った記載は、申請を拒否します。登録を受けた後に発覚した場合は、登録を取り消します。

誓約書

【遵守事項】

- 京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則に従います。
- 駐輪許可証（登録シール）は車体後方の泥除けの見やすい位置に貼付します。
- 泥除けの無い自転車は施設環境安全課と協議し、従います。
- 駐輪許可証は、他人に貸与又は譲渡いたしません。
- 通用門を利用する際は、降車し手で押して入出構します。
- 自転車を構内移動に使用いたしません。
- 駐輪場以外には、駐輪いたしません。**
- 大学を車庫代わりに利用するような行為はいたしません。
- 自転車が不用になったとき、構内に放置せず、自らの責任で処分いたします。
- 構内での事故・盗難・損傷等については、大学に対して一切その責任を求めません。
- 以上のことに違反した場合は、自転車の撤去、施錠、許可証の取消等をされても異議申し立てをいたしません。**
- 翌年度になり、駐輪許可証を更新せずに自転車を2ヶ月以上放置した場合は、所有権を放棄します。**

申請にあたっては、上記のことを遵守することを誓約いたします。

氏名

(生協記入欄)

受付日：令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 身分証の提示・番号確認	担当者：
--------------	--------------------------------------	------